

令和2年8月25日

日本色覚差別撤廃の会 会長 殿

神戸大学海事科学部長  
阿部 晃久

船舶実習の履修条件及び健康診断基準の内容について（回答）

2020年8月7日付けで照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1. 「船舶実習1」履修条件の募集要項への掲載について

2018年より履修条件等に変更が生じたわけではございません。

海技士を志す学生に対し、入学前にその必要条件を情報として提供することにより、進路選択の参考とすることを目的に明記することといたしました。

##### 2. 船舶実習にかかわる健康診断基準の色覚欄について

海技士資格取得における色覚要件について、国土交通省より海技士（機関士）の場合は、石原表→パネル D-15→特定船員色識別確認表の順に進めていくよう決められており、そちらに従って実施しております。<https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/sennin/henkou.pdf>

（それぞれの検査が異常なし（合格）であれば、その時点で終了となります。）

「船舶実習1」を含む本学の船舶実習は、独立行政法人海技教育機構（旧 航海訓練所）に委託し、海技士資格の取得を目的として実施いたしておりますので、「船員と同等の身体条件」を満たすことを履修の条件といたしております。

したがって、学生に対する健康診断基準として本学に裁量はなく、海技士資格を取得する場合の基準としてお知らせせざるを得ません。

以上